

議案第二十号

宇部市公文書等管理条例中一部改正の件

宇部市公文書等管理条例（令和六年条例第一号）の一部を次のように改める。
令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第三十五条に次の一項を加える。

3 公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公共施設等運営権者が運営等（同法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）を行う公共施設等（同条第一項に規定する公共施設等をいう。）の運営等に関する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部改正）

2 宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和六年条例第三十七号）の一部を次のように改める。

第四条第二項中「従うとともに、宇部市情報公開条例（平成十二年条例第三号）第二十条第三項の規定に」を削り、同条に次の一項を加える。

3 公共施設等運営権者は、対象施設の運営等に際しては、宇部市公文書等管理条例（令和六年条例第一号）第三十五条第三項及び宇部市情報公開条例（平成十二年条例第三号）第二十条第三項に規定する措置を講ずるよう努めるものとする。

「説明」

公共施設等運営権者が公共施設等の運営等を行う場合において、当該運営等に関する文書の適正な管理に努めるよう、所要の整備を行うものである。
これが、この条例案を提出する理由である。

（参考）

新 旧 対 照 表

宇部市公文書等管理条例（令和六年条例第一号）

旧

新

（出資法人等の文書の管理）

第三十五条

2

（出資法人等の文書の管理）

第三十五条

2

3 | 公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公共施設等運営権者が運営等（同法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）を行う公共施設等（同条第一項に規定する公共施設等をいう。）の運営等に関する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例
（令和六年条例第三十七号）

旧

新

（運営等の基準）

第四条

2 公共施設等運営権者は、対象施設の運営等
等に際しては、宇部市下水道条例（平成十六年条例第九十六号。以下「条例」という。）
その他の本市における公共下水道の管理等
に関する規定に従うとともに、宇部市情報
公開条例（平成十二年条例第三号）第二十
条第三項の規定に従わなければならない。

（運営等の基準）

第四条

2 公共施設等運営権者は、対象施設の運営
等に際しては、宇部市下水道条例（平成十六年条例第九十六号。以下「条例」という。）
その他の本市における公共下水道の管理等
に関する規定に

従わなければならない。

3 | 公共施設等運営権者は、対象施設の運営
等に際しては、宇部市公文書等管理条例（令

和六年条例第一号）第三十五条第三項及び
宇部市情報公開条例（平成十二年条例第三
号）第二十条第三項に規定する措置を講ず
るよう努めるものとする。

令和 8 年 3 月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 総務課

議 案	第 2 0 号 宇部市公文書等管理条例中一部改正の件
要 旨	公共施設等運営権者が公共施設等の運営等を行う場合において、当該運営等に関する文書の適正な管理に努めるよう、所要の整備を行うもの
概 要	1 宇部市公文書等管理条例の一部改正 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。いわゆる「P F I 法」）に基づく公共施設等運営権者に対し、<u>運営等に関する文書を適正に管理するよう努める規定を追加する。</u> 2 宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部改正【附則にて改正】 公共施設等運営権者に対し、<u>宇部市公文書等管理条例に基づく必要な措置を講ずるよう努める規定を追加する。</u>
施行日	公布の日

議案第二十一号

宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件

宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年条例第十号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第二条中「第七十三条の四第一項第一号」を「第七十三条の五第一項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

「説明」

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二の七第一項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第二百四十三條の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三條の四第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二の八第一項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第二百四十三條の二の九第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三條の五第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

令和 8 年 3 月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 職員課

議 案	第 2 1 号 宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件
要 旨	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの
概 要	1 改正内容 (1) 地方自治法の一部改正に伴う、関係条例の条ずれ整理 ア 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責 第 2 4 3 条の 2 の <u>7</u> 第 1 項 ⇒ 第 2 4 3 条の 2 の <u>8</u> 第 1 項 イ 職員の賠償責任 第 2 4 3 条の 2 の <u>8</u> 第 3 項 ⇒ 第 2 4 3 条の 2 の <u>9</u> 第 3 項 (2) 地方自治法施行令の一部改正に伴う、関係条例の条ずれ整理 ア 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等 第 1 7 3 条の <u>4</u> 第 1 項第 1 号 ⇒ 第 1 7 3 条の <u>5</u> 第 1 項第 1 号
施行日	令和 8 年 9 月 2 4 日

議案第四十四号

宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件

宇部市消防団員等公務災害補償条例（昭和三十二年条例第二十六号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第五条第二項第二号中「九千七百円」を「一万円」に改め、同号ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千元」に改め、同条第三項中「百元」を「四百三十三円」に改め、「第二号に該当する扶養親族については一人につき三百八十三円を」を削り、「第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表中「一二、九〇〇円」を「一三、三四〇円」に、「一三、七〇〇円」を「一四、一七〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、六七〇円」に、「一二、一〇〇円」を「一二、五〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八四〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第五条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた宇部市消防団員等公務災害補償条例第五条第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第四条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

「説明」

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表 新

(補償基礎額)

第五条

2

二 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことに由る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状态となつた場合には、九千七百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千五百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3

次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計の持ち主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については一人につき百円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百八十三円を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実

(補償基礎額)

第五条

2

二 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことに由る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状态となつた場合には、一万円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の額に比して公正を欠くと認められるときは、一万五千元を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3

次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計の持ち主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については一人につき四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

別表 二| 三| 四| 五| 六

補償基礎額表（第五条関係）

階級	勤務年数		団長及 び副団 長	分団長 及び副 分団長	部長、 班長及 び団員
一〇年未満			〇円 一二、九〇	〇円 一一、三〇	九、七〇〇
一〇年以上 二〇年未満			〇円 一三、七〇	〇円 一二、一〇	一〇、五〇
二〇年以上			〇円 一四、五〇	〇円 一二、九〇	一一、三〇

別表 一| 二| 三| 四| 五

補償基礎額表（第五条関係）

階級	勤務年数		団長及 び副団 長	分団長 及び副 分団長	部長、 班長及 び団員
一〇年未満			〇円 一三、三四	〇円 一一、六七	一〇、〇〇
一〇年以上 二〇年未満			〇円 一四、一七	〇円 一二、五〇	一〇、八四
二〇年以上			〇円 一五、〇〇	〇円 一三、三四	一一、六七

令和 8 年 3 月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 防災危機管理課

議 案	第 4 4 号 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件																			
要 旨	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。																			
概 要	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部改正により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額（第 2 条第 2 項第 1 号及び別表関係、第 2 条第 2 項第 2 号関係）、扶養に係る補償基礎額の加算額（第 2 条第 3 項関係）が改正されたため、宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部を改正するもの。 1 改正内容 ① 第五条第二項第一号別表関係 【改正後の別表 補償基礎額表】 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上 20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>13, 340 (12, 900)</td><td>14, 170 (13, 700)</td><td>15, 000 (14, 500)</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>11, 670 (11, 300)</td><td>12, 500 (12, 100)</td><td>13, 340 (12, 900)</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>10, 000 (9, 700)</td><td>10, 840 (10, 500)</td><td>11, 670 (11, 300)</td></tr></table> ※備考：表中は円単位、（ ）内は現行の金額。 ② 第五条第二項第二号関係 消防作業従事者等の補償基礎額の最低限を 9, 700 円から 10, 000 円に、最高額を 14, 500 円から 15, 000 円に引き上げる。	階級	勤務年数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	13, 340 (12, 900)	14, 170 (13, 700)	15, 000 (14, 500)	分団長及び副分団長	11, 670 (11, 300)	12, 500 (12, 100)	13, 340 (12, 900)	部長、班長及び団員	10, 000 (9, 700)	10, 840 (10, 500)	11, 670 (11, 300)
階級	勤務年数																			
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																	
団長及び副団長	13, 340 (12, 900)	14, 170 (13, 700)	15, 000 (14, 500)																	
分団長及び副分団長	11, 670 (11, 300)	12, 500 (12, 100)	13, 340 (12, 900)																	
部長、班長及び団員	10, 000 (9, 700)	10, 840 (10, 500)	11, 670 (11, 300)																	

	③ 第五条第三項関係		
	【改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額】		
	第 5 条第 3 項 における号	加算額 日額	区分
	削除 (第 1 号)	廃止 (100 円)	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）
	第 1 号 (第 2 号)	433 円 (383 円)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
	第 2 号 (第 3 号)	217 円 (217 円)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
	第 3 号 (第 4 号)		60 歳以上の父母及び祖父母
	第 4 号 (第 5 号)		22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
	第 5 号 (第 6 号)		重度心身障害者
	※備考：表中の（ ）内は現行の各号及び金額。		
施行日	令和 8 年 4 月 1 日		

議案第二十二号

宇部市手数料徴収条例中一部改正の件

宇部市手数料徴収条例（昭和二十三年条例第三十六号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表証明手数料の部中

土地又は家屋に関する証明	二〇〇円
納税に関する証明	二〇〇円

を

土地又は家屋に関する証明	三〇〇円
納税に関する証明	三〇〇円

に、

資産に関する証明	二〇〇円
----------	------

を

資産に関する証明	三〇〇円
----------	------

に、

登録済みの印鑑に関する証明	二〇〇円 （多機能端末機（宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和五十四年条例第九号）第一五条第一項に規定する多機能端末機をいう。
---------------	---

	以下同じ。）により交付する 場合にあつては、一五〇 円）
身分に関する証明	二〇〇円
営業に関する証明	二〇〇円
火災その他の災害に関する証明	二〇〇円

を

登録済みの印鑑に関する証明	三〇〇円 （多機能端末機（宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和五四年条例第九号）第一五条第一項に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）により交付する場合にあつては、一五〇円）
身分に関する証明	三〇〇円
営業に関する証明	三〇〇円

に、

その他市の事務に属する事項の証明	二〇〇円 （多機能端末機により交付する場合にあつては、一五〇円）
------------------	-------------------------------------

を

その他市の事務に属する事項の証明	三〇〇円 （多機能端末機により交付する場合にあつては、一五〇円）
------------------	-------------------------------------

に改め、

同表交付手数料の部及び閲覧照査手数料の部中「二〇〇円」を「三〇〇円」に改め、

同表要除却認定マンション許可申請手数料の部中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第一〇五条第一項」を「第一六三条の五九第一項」に、「容積率」を「容積率等」に改め、同表マンション管理計画認定申請手数料の部中「第五条の三第一項」を「第五条の二三第一項」に、「第五条の六第二項」を「第五条の一六第二項」に、「第一条の二第一項第二号」を「第一条の八第一項第二号」に改め、同表マンション管理計画変更認定申請手数料の部中「第五条の七第一項」を「第五条の一七第一項」に、「第一条の二第一項第二号」を「第一条の八第一項第二号」に、「第一条の二第一項第一号」を「第一条の八第一項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表マンション管理計画認定申請手数料の部及びマンション管理計画変更認定申請手数料の部の改正規定 公布の日
- 二 別表要除却認定マンション許可申請手数料の部の改正規定 令和八年四月一日

「説明」

受益者負担の適正化を図るため、手数料を見直すとともに、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）等の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

別表（第二条関係）

手数料の 種類	証明 手数料	料 率
区分	土地又は家屋に関する証明に納税に関する証明	手数料の額（一件につき） 区分
	三〇〇円	一通又は一枚をもつて一件とする。
資産に関する証明	三〇〇円	
登録済みの印鑑に関する証明	三〇〇円	
明する証	四年条例第九号）第一	
	五条第一項に規定する多機能端末機をいう。	
	以下同じ。）により交付する場合にあつては（一五〇円）	
身分に関する証明	三〇〇円	
営業に関する証明	三〇〇円	
証明		

交付手数料															
火災そ	の他の	災害に	関する	証明	その他	市の事	務に属	する事	項の証	明	地縁団	体台帳	の写し	の交付	住民基
					二〇〇〇円	(多機能端末機により)	交付する場合にあつて	は、一五〇円)				二〇〇〇円			本台帳 (多機能端末機により 法 (昭 交付する場合にあつて 和四二 は、一五〇円)
											一通又	は一枚	をもつ	て一件	とする

交付手数料															
火災そ	の他の	災害に	関する	証明	その他	市の事	務に属	する事	項の証	明	地縁団	体台帳	の写し	の交付	住民基
					三〇〇〇円	(多機能端末機により)	交付する場合にあつて	は、一五〇円)				三〇〇〇円			本台帳 (多機能端末機により 法 (昭 交付する場合にあつて 和四二 は、一五〇円)
											一通又	は一枚	をもつ	て一件	とする

証明書	関する	事項に	をした	に記載	は除票	若しく	の写し	く除票	に基づく	の規定	条の四	第一五	は同法	交付又	明書の	する証	項に関	した事	記載を	民票に	くは住	し若し	票の写	く住民	に基づく	の規定	条の三	第一二	しくは	二条若	法第一	本台帳	住民基	交付	写しの	除票の	附票の
																																	二一〇〇円				

証明書	関する	事項に	をした	に記載	は除票	若しく	の写し	く除票	に基づく	の規定	条の四	第一五	は同法	交付又	明書の	する証	項に関	した事	記載を	民票に	くは住	し若し	票の写	く住民	に基づく	の規定	条の三	第一二	しくは	二条若	法第一	本台帳	住民基	交付	写しの	除票の	附票の
																																	三〇〇円				

要除 却認 定マ ンシ				料 手 数 照 査 覧																											
等 の 円	建 替 え	ヨ ン の	マ ン シ	照 査	覧 又 は	等 の 覧	、 図 面	公 文 書	公 簿 、	公 文 書	、 図 面	等 の 謄	本 又 は	抄 本 の	交 付	付	は 再 交	交 付 又	録 証 の	印 鑑 登	交 付	写 し の	民 票 の	づ く 住	定 に 基	四 の 規	二 条 の	法 第 一	本 台 帳	住 民 基	の 交 付
一六〇、〇〇〇円				二〇〇円					二〇〇円					二〇〇円					二〇〇円												
一枚を もつて 一件と する。				一回を もつて 一件と する。																											

要除 却認 定マ ンシ				料手照 数査覧																							
マンシ	ヨンの	再生等	の円滑	公簿、 公文書	、図面	等の 関覧又は	照査	公簿、 公文書	、図面	等の 謄本又は	抄本の	交付	印鑑登 録証の	交付又 は再交 付	交付	写しの	民票の	づく住	定に基	四の規	二条の	法第一	本台帳	住民基	の交付		
一六〇、〇〇〇円				三〇〇〇円				三〇〇〇円				三〇〇〇円				三〇〇〇円				三〇〇〇円							
一枚を もつて 一件と する。				一回を もつて 一件と する。																							

手数料の見直し関係（１５項目） 施行日：令和8年10月1日

例規名称	所管部局等		手数料の内容	R6発行枚数 (窓口交付)	直近の見直し	検証結果	改正内容
宇部市手数料徴収条例	総務部	市民税課	納税証明手数料	3,827件	平成17年	656円	50％増（200円→300円）
		市民税課	営業証明手数料	149件	平成17年	584円	50％増（200円→300円）
		市民税課	土地・家屋証明手数料	4,611件	平成17年	692円	50％増（200円→300円）
		市民税課	資産証明手数料		平成17年	692円	50％増（200円→300円）
		市民税課	その他事項証明手数料	19,569件	平成17年	584円	50％増（200円→300円） （コンビニ交付据置）
		資産税課	公簿、公文書、図面等の謄抄本の交付手数料	2,293件	平成17年	572円	50％増（200円→300円）
		資産税課	公簿、公文書、図面等の閲覧・照査手数料	3件	平成17年	572円	50％増（200円→300円）
	市民環境部	市民活動課	地縁団体台帳の写しの交付手数料	21件	平成17年	360円	50％増（200円→300円）
		市民課	印鑑証明手数料	10,529件	平成17年	383円	50％増（200円→300円） （コンビニ交付据置）
		市民課	身分証明手数料	1,893件	平成17年	317円	50％増（200円→300円）
		市民課	戸籍の附票の写し・除票の写しの交付手数料	4,336件	平成17年	319円	50％増（200円→300円） （コンビニ交付据置）
		市民課	住民票の写し等の交付手数料	26,517件	平成17年	526円	50％増（200円→300円） （コンビニ交付据置）
		市民課	住民票の写しの交付手数料（市外）	74件	平成17年	392円	50％増（200円→300円）
		市民課	印鑑登録証の交付・再交付手数料	3,185件	平成17年	380円	50％増（200円→300円）
	健康福祉部	地域福祉課	火災その他の災害に関する証明手数料	り災証明 5件 り災届出証明書 14件	平成17年	—	項目削除※

※自然災害に伴うり災証明については、免除により無料。火災に伴うり災証明は宇部・山陽小野田消防組合にて発行。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律等の一部改正に伴うもの（３項目） 施行日：令和8年4月1日（一部公布の日）

例規名称	所管部局等		手数料の内容	改正内容
宇部市手数料徴収条例	都市政策部	建築指導課	要除却認定マンション許可申請手数料	法の題名変更に伴う引用箇所等の改正 「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」 →「マンションの再生等の円滑化に関する法律」
		住宅政策課	マンション管理計画認定申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴う 条項ずれ等への対応
			マンション管理計画変更認定申請手数料	

議案第二十三号

宇部市楠総合センター条例中一部改正の件

宇部市楠総合センター条例（平成十六年条例第六十六号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表ルネッサンスホールの項中「四、〇〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表中会議室の項及び小会議室の項中「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、四九六円」を「一、七九〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表調理室の項中「三〇〇円」を「三六〇円」に、「四五〇円」を「五四〇円」に、「六〇〇円」を「七二〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇部市楠総合センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「説明」

受益者負担の適正化を図るため、使用料を見直すものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

別表（第九条関係）

使用時間	使用区分		ス ポ ー ル	ル ネ ッ サ ン	中 会 議 室	小 会 議 室	調 理 室
	午前八時 三〇分か ら正午ま で	正午から 午後五時 まで					
午前八時 三〇分か ら正午ま で	正午から 午後五時 まで	午後五時 から午後 一〇時ま で	四、〇〇 円	五、〇〇 円	一、〇〇 円	一、〇〇 円	三〇〇円
正午から 午後五時 まで			〇円	〇円	一、四九 円	一、四九 円	四五〇円
午後五時 から午後 一〇時ま で			七、〇〇 円	七、〇〇 円	二、〇〇 円	二、〇〇 円	六〇〇円

別表（第九条関係）

使用時間	使用区分		ス ポ ー ル	ル ネ ッ サ ン	中 会 議 室	小 会 議 室	調 理 室
	午前八時 三〇分か ら正午ま で	正午から 午後五時 まで					
午前八時 三〇分か ら正午ま で	正午から 午後五時 まで	午後五時 から午後 一〇時ま で	四、八〇 円	六、〇〇 円	一、二〇 円	一、二〇 円	三六〇円
正午から 午後五時 まで			〇円	〇円	一、七九 円	一、七九 円	五四〇円
午後五時 から午後 一〇時ま で			八、四〇 円	八、四〇 円	二、四〇 円	二、四〇 円	七二〇円

【議題】

宇部市楠総合センター条例中一部改正の件

【目的】

楠総合センターの施設運営に係る経費に関し、施設利用者に適正な負担を求めるため、宇部市公共施設使用料の基準に基づき施設使用料金の額の見直しを行うものである。

【概要】

1 改正内容

宇部市公共施設使用料の基準に基づき算定し、周辺類似施設との比較も参考にした結果、激変緩和措置として見直し後を見直し前の概ね20%増とした。(10円未満で切捨【端数処理は全庁で統一】)

旧

施設名／利用時間	8:30～12:00				12:00～17:00				17:00～22:00			
	基本料金	営利目的 (基本の3倍)	冷暖房費	スポット ライト	基本料金	営利目的 (基本の3倍)	冷暖房費	スポット ライト	基本料金	営利目的 (基本の3倍)	冷暖房費	スポット ライト
ルネッサンスホール	4,000	12,000	800	800	5,000	15,000	1,000	1,000	7,000	21,000	1,400	1,400
中小会議室	2,000	6,000	400		2,990	8,970	598		4,000	12,000	800	
中会議室	1,000	3,000	200		1,496	4,488	299		2,000	6,000	400	
小会議室	1,000	3,000	200		1,496	4,488	299		2,000	6,000	400	
調理室	300	900	60		450	1,350	90		600	1,800	120	

新

施設名／利用時間	8:30～12:00				12:00～17:00				17:00～22:00			
	基本料金	営利目的 (基本の3倍)	冷暖房費	スポット ライト	基本料金	営利目的 (基本の3倍)	冷暖房費	スポット ライト	基本料金	営利目的 (基本の3倍)	冷暖房費	スポット ライト
ルネッサンスホール	4,800	14,400	960	960	6,000	18,000	1,200	1,200	8,400	25,200	1,680	1,680
中小会議室	2,400	7,200	480		3,580	10,740	710		4,800	14,400	960	
中会議室	1,200	3,600	240		1,790	5,370	350		2,400	7,200	480	
小会議室	1,200	3,600	240		1,790	5,370	350		2,400	7,200	480	
調理室	360	1,080	70		540	1,620	100		720	2,160	140	

※税抜

2 施行日

令和8年10月1日

【参考】

●類似施設との比較(税込)

※文化会館は令和8年4月からの料金

※福祉ふれあいセンターは令和8年3月議会改定案の金額

		楠総合センター ルネッサンスホール	宇部市文化会館	福祉ふれあいセンター
座席数	ホール	341	496	279
収容人数	会議室	中 5 0 小 2 5	第 1 研修室 60	第 1 講座室 30
時間帯（午前）		8時30分～12時	9時～12時	9時～12時
ホール金額		5,280円	12,771円 (土日：15,323円)	10,164円
冷房費		1,056円	未定	
会議室金額		1,320円	3,113円	1,320円
冷房費		264円	未定	
時間帯（午後）		12時～17時	12時～17時	12時～17時
ホール金額		6,600円	21,285円 (土日：25,542円)	17,028円
冷房費		1,320円	未定	
会議室金額		1,969円	5,390円	2,112円
冷房費		385円	未定	
時間帯（夜）		17時～22時	17時～22時	17時～22時
ホール金額		9,240円	53,350円 (土日：64,020円)	22,176円
冷房費		1,848円	未定	
会議室金額		2,640円	7,095円	2,772円
冷房費		528円	未定	

年間利用人数(ホール)

4,753 人

12,549 人

27,586 人

●施設の利用状況

	部屋名	面積	収容人員 (目安)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				年間利用人数	稼働率	年間利用人数	稼働率	年間利用人数	稼働率
1	ルネッサンスホール	387.71㎡	355人	423人	6.4%	881人	7.7%	4753人	18.5%
2	中小会議室	135.6㎡	75人	605人	10.2%	858人	17.4%	4143人	19.1%
合 計				1028人		1739人		8896人	

※令和5年11月から北部地域振興課所管 それ以前は高齢者総合支援課所管（社会福祉法人）扶老会の指定管理

議案第 38 号

アクトビレッジおのに係る指定管理者の指定の件

下記のとおりアクトビレッジおのの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
アクトビレッジおの	宇部市大字小野字大日原 7 0 2 5 番地

2 指定管理者の候補者

下関市貴船町二丁目 14 番 28 号

株式会社 F E E L

代表取締役 井 上 桂

3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

アクトビレッジおの指定管理者候補者選定【非公募】の概要

令和8年度アクトビレッジおの指定管理候補者の選定結果について

指定管理者の指定期間の満了に伴い、令和8年度アクトビレッジおの指定管理者の候補者を次のとおり選定しましたので、お知らせします。

1 施設の名称及び位置

- (1) 名称 アクトビレッジおの
- (2) 位置 宇部市大字小野字大日原7025番地

2 指定管理候補者

- (1) 事業者名称 株式会社 FEEL
- (2) 代表者名 代表取締役 井上 桂
- (3) 主たる事務所の所在地 下関市貴船町二丁目 14 番 28 号

3 指定期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで(1年間)

4 選定理由

アクトビレッジおのは、令和9年度から新たな運営手法の導入を検討しており、令和8年度をその準備期間として予定しています。令和8年度も従来どおりの安定的な運営を期待するうえで、令和3年度から令和7年度までの指定管理者であるアクトビレッジおの共同事業体の代表団体として運営に携わっていた、当該事業者を令和8年1月26日(月)に令和8年度アクトビレッジおの指定管理候補者選定委員会で非公募にて審査を行い、審査要領に基づき総合的に評価し選考しました。

その結果、以下の理由により、上記事業者を候補者として決定しました。

- ① 審査項目の総得点が、審査要領に基づく基準点(6割)を超えており、各審査項目においても一定の得点を得ている。
- ② 提案事業においては、施設の設置目的を踏まえて、地域資源を生かしたプログラムが具体的に示されていた。
- ③ 業務実施体制において、他施設での実績やこれまでの指定管理者としてのノウハウを活かしながら、サービスの維持・向上に向けた資質・能力向上が期待される。
- ④ 安定的な施設運営において、きめ細やかな予算の策定と厳格な経費チェック、経費縮減についても具体的な方針を考えており、安定した運営が見込まれる。

【参 考】

(1) 指定管理候補者のこれまでの実績

株式会社FEEL:アクトビレッジおの指定管理者であるアクトビレッジおの共同事業体 代表団体
指定期間:令和3年度から令和7年度まで(5年)
その他管理施設:しものせき環境みらい館
深坂自然の森(下関市)
山口県油谷青少年自然の家
アクティブテラスきらら(山口市)
下関市立青年の家(令和8年度から新規)

(2) 令和8年度指定管理料 23, 500, 000円(税込)

(指定管理料スライド制度を加味し算出 令和7年度 21, 946, 000円(税込))

(3) 指定管理委託業務

(1) 施設概要

- ① 名 称 アクトビレッジおの
- ② 位 置 宇部市大字小野字大日原7025番地
- ③ 種 別 都市公園法によって規定される都市公園(総合公園)
- ④ 供用開始 平成20年4月
- ⑤ 設置目的 環境教育・レクリエーション・スポーツを通じて、市民交流の拠点を形成すること。

(2) 敷地面積 74, 252. 91 m²

(3) 業務概要

- ①施設の運営に関する業務
- ②施設の維持管理に関する業務
- ③施設の安全管理に関する業務
- ④報告に関する業務
- ⑤その他宇部市が必要と認める業務
 - ・市内外小学校を対象とした自然体験型環境学習
 - ・小野湖交流ボート大会
 - ・自主事業

建物	延床面積(m ²)	規模・用途等
ビジターセンター ◎研修室 ◎研究活動室 ◎展示スペース ◎事務室	684.08	定員 40 人。講座、研修など 定員 20 人。会議、グループ活動など
体験工房 ◎調理室 ◎木工室	343.35	定員 36 人。調理台 6 台 定員 36 人。作業台 6 台
多目的ホール ◎アリーナ	962.8	シャワー設備(男 3、女 3) 30m×18m

◎和室 ◎売店		(全面)バレー、バスケット等 (1/3 面)バトミントン等 定員 36 人(2 部屋各 27 畳)宿泊可
炊飯棟	105.28	釜戸 6 箇所
野外トイレ(便所棟)	78.22	コイン式シャワー設備 (男 3、女 3)
堆肥倉庫	14.22	
ハーブ倉庫	28.57	
艇庫	360.0	競技用ボート等保管
野鳥観察小屋	3.0	

用地別	面積(㎡)	
キャンプ場	2730.0	30 サイト
多目的広場	7979.6	
交流広場	3640.8	
ハーブ園 (育成ヤード含む)	2410.0	
集いの広場	858.0	
梅園	480.0	
駐車場	2412.2	普通車用 105 台 (うち身障者用 5 台) 大型車用 4 台 電気自動車用急速充電器 1 基

(4) 過去 5 年の実績

■ 利用者数の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
来園者数	34,725人	46,457人	48,977人	44,772人	43,228人
稼働率	8.2%	12.0%	15.7%	15.5%	16.5%

■ 収支の推移

(円)

収入	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
指定管理料	18,810,000	22,057,000	22,022,000	22,000,000	22,000,000
利用料金	2,502,790	4,113,394	4,701,806	5,858,291	4,992,829
事業収入等	1,857,150	2,271,514	2,388,804	1,844,891	1,873,722
収入計	23,169,940	28,441,908	29,112,610	29,703,182	28,866,551

支出	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人件費	8,069,338	14,932,084	15,714,766	16,767,299	18,411,418
施設管理費	4,586,416	5,504,529	5,180,654	4,858,439	4,869,783
事業費等	8,911,786	5,087,412	5,215,837	5,305,520	4,864,948
支出計	23,169,940	28,441,908	29,112,610	29,703,182	28,866,551

(5) 公共施設総合管理計画

建築年度	構造	耐震化状況	機能の方向性	建物の方向性
平成18年度	S	不要	現状維持	長寿命化改修

(6) 個別管理計画

木造建物は、築17年(R5)経過を目途に、施設の劣化状況等を総合的に判断し、長寿命化改修を行い、その他の建物は、概ね築45年(R33)を経過する時期までは日常的補修を適宜実施し現状を維持していく。